

県内3会場で『労働契約法等セミナー』を開催しました

労働契約等の民事的ルールを定めた労働契約法（平成19年法律第128号）が平成24年に改正され、有期労働契約について、3つのルール（①無期労働契約への転換、②雇止め法理の法定化、③不合理な労働条件の禁止）が規定されています。

この3つのルールのうち、無期労働契約への転換について、高度専門的知識を有する有期雇用労働者、定年後に有期契約で継続雇用される高齢者に関する特例を設けることを内容とする『専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成26年法律第137号）（以下「有期特措法」）』が昨年11月に成立し、平成27年4月1日から施行されることとなっています。



270309「労働契約法等セミナー（於；さざんか会館5階大会議室）」全景

鳥取労働局（局長 河野純伴）では、この有期特措法を中心とした「労働契約法等セミナー」を本年3月3日（火）13:30から県西部の米子コンベンションセンター6階第7会議室、3月4日（水）13:30から中部の倉吉体育文化会館2階中研修室、3月9日（月）13:30から東部のさざんか会館5階大会議室の3会場において、人事労務担当者ら合計約250名の参加者を集めて開催しました。

本セミナーでは、冒頭、鳥取労働局の北代昌巳労働基準部長からセミナー開催の経緯、内容及び働き方改革の周知に触れた挨拶がありました。

その後、「労働基準法の基礎知識と労働契約法について」と題して、同局監督課の倉田利男働き方・休み方改善コンサルタントから労働基準法の概要と労働契約法の基礎について説明があり、引き続き、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法について」と題して、同課の横井友一働き方・休み方改善コンサルタントから高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールと特例の仕組み及び認定申請の流れ等について詳細な説明がありました。



セミナーの冒頭に主催者の挨拶をする北代昌巳労働基準部長

270303（於；米子コンベンションセンター6階第7会議室）

また、本年4月1日施行の「改正パートタイム労働法」について、同局雇用均等室の川口博己雇用均等指導員（米子・倉吉会場）・周藤明美室長補佐（鳥取会場）からその改正内容について説明がありました。

本セミナーの参加者は、労働者の雇用の安定を図ることの目的、無期転換のルールや雇用管理上の措置などについて、理解を深めました。

多くの皆様方に本セミナーへご参加をいただき、どうもありがとうございました。

なお、「有期特措法」に関する詳細は、「労働契約法の改正について～有期労働契約の新しいルールができました～」をご覧ください。

・パンフレット（24ページ）「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」

以上